

利尻町滞在型観光サービス制作業務 公募プロポーザル実施要領

《特定有人国境離島：滞在型観光推進事業》

1 名 称

利尻町ウニ種苗生産センターを活用した利尻島ウニ紹介動画・PR冊子制作業務

2 目 的

この要領に定める公募型プロポーザルは、利尻町が発注する利尻町滞在型観光サービス制作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定することを目的とする。

3 方 法

公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を仕様書として別に定め、利尻町ホームページまたは利尻町まち産業推進課窓口での閲覧により募集を行う。なお、募集期間内に提出がない場合は再募集を行う。

4 業務内容

①動画制作委託業務

②冊子制作委託業務

※詳細は別紙仕様書のとおり

5 委託期間

契約締結日から平成30年5月25日まで

6 上限予算額

2,300,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 スケジュール ※本件に係る説明会は実施しない。

No.	項 目	日 程
1	公募開始	平成30年 4月 2日（月）
2	参加申し込み受付開始（様式1）	平成30年 4月 5日（金）
3	質問受付開始（様式2）	平成30年 4月 9日（月）
4	質問受付締め切り	平成30年 4月16日（月）
5	企画提案書類・映像等提出期限	平成30年 4月23日（月）
6	審査会（各社提案）	平成30年 4月25日（水）
7	契約締結	平成30年 4月27日（金）

8 提出書類及び提出部数

1. 企画申込書：様式第3号（1部）
2. 企画提案書：任意様式（5部）
3. 動画制作例：DVD（1枚）※およそ1分～3分程度
4. 冊子制作例：製本したもの（5部）
5. 見積書：任意様式（1部）

※制作例は、具体的にイメージがわくように作成すること。

9 提出先

〒097-0101 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1

利尻町まち産業推進課商工観光振興係

TEL0163-84-2345 FAX0163-84-3553 メール kankou@town.rishiri.hokkaido.jp

※提出した際は必ず事務局に電話連絡すること

10 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は次の要件を全て満たす「法人」であること。

1. 北海道内に本社、本店、支社・支店を営む事業所であること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
3. 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
4. 暴力団もしくは暴力団の統治下にある団体ではないこと。
5. 官公庁・民間企業を問わず、過去5年以内に本件と同種の事業実績があること。

11 審査方法・発表

- ・デザイン構成案・企画・見積金額を総合的に勘案し、利尻町が審査を行います。
- ・採用は、提出があった全ての案から1案を採用します。
- ・審査結果は、4月27日までに文書により通知します。※審査内容は公開しません。

12 契約方法

本委託業務に関し、審査の結果最も優れた者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の締結を行う。